

論文

離別後の親権についての日台比較研究②

—東アジアの家族主義福祉国家における調査結果からの一考察—

山西 裕美・周 典芳

要 約

本稿は、離別後の未成年子に対する共同養育の実施や共同親権について、グローバル・スタンダードな理念や法規範と福祉国家の類型との関連を分析するため、同じ東アジアの家族主義福祉国家である日本と台湾の制度と当事者の現状を比較した。

その結果、20年以上前に共同親権が導入されている台湾でも、家族主義福祉国家の社会構造から生じるジェンダーが課題を残していることが判明した。特に日本では、単独親権下での民法改正による共同養育の啓発により、父親の養育費不払いの常態化と母親による一方的子どもの扶養責任の慣行が残されたまま、共同養育として面会交流ばかりが取り入れられつつあることが浮き彫りになった。

更にDVケースなど深刻な問題を含む場合、離別後の子どもの養育を考えるに当たり、被害親子への当事者支援を伴う個別ケースへの丁寧な対応が必要であることが事例より改めて明らかになった。

1 はじめに

日本の民法819条では、離別後の未成年子の親権は単独親権制度である。しかし、日本でも2014年4月1日より発効した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下、ハーグ条約）により、国外からの返還要求に対しては必要に応じて共同親権制へも対応が求められることとなった。

その結果、日本では、国内での監護事件に対しては単独での親権者指定で

あり、かつ母親が家を出る際に父親に無断で子ども連れ出しても「監護の継続性・安定性」を判断基準にするため母親が親権者になることが一般的である。しかし、ハーグ条約加盟国として国外からの返還要求に対しては、母親による子どもの連れ去りは顕著な違法性があるとの判決が下された。親権制度の違いだけでなく、「子どもの最善の利益」をめぐる司法の判断基準にも国内外への事件に対して違いが生じており、両親の離別後の未成年子の親権者をめぐる“二重のダブル・スタンダード”が起こっている（山西、2018ab 山西・周、2018）。

日本でも1994年に発効した子どもの権利条約の第9条第3項に、分離されている児童に対する父母との人的な関係および直接の接触を維持する権利の尊重が示されている⁽¹⁾。そのため、2011年の「民法の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）により、離婚時に子の監護に必要なことに関し面会交流や養育費の分担が明文化されたことに加え、離別後の子の監護について必要な事項を定めるに当たっては「子の利益を最も優先」して考慮することが明記された⁽²⁾。

しかし、この民法改正を踏まえ、2012年4月1日から離婚届けに設けられた面会交流や養育費についての取決めの有無についてのチェック欄には、チェック「していない」や「不明」が約6割を占め、親に対して離別後の共同養育の必要性が浸透しているとは未だ言い難い状況である（厚労省 2017、平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果より）。

本来、離別後の子どもに対して単独親権制下の日本においても、裁判所では、両親が離別時に子どもの監護については子どもの利益を優先することは調停や審判を通底する前提であった。面会交流や養育費の分担は旧民法766条第1項の「監護について必要な事項」に含まれると考えられていたが、明文化されていなかったために実際には明確に決められないことが多かった（榊原・池田、2017）。2012年の改正民法施行を待つまでもなく、子の監護は子どもの利益の観点から決められるべきことであったが、実際には両親の利害対立の中で決まることが少なくない。

現在も未成年子を持つ夫婦の離婚の場合、8割以上で母親が全児の親権を持つ一方で、近年子どもの監護事件数が増えており、かつ審理期間が6カ月を超える件数の割合が増加し長期化してきている。特に、近年急速に数が増えてきているのが面会交流に関する事件であり、親権者指定に関する事件も増えてきている（山西、2018a）。

さらに、日本では、少子化で子ども数が減少しているにも関わらず、親が離婚した未成年子の割合は10.03%と増加しており、在留資格を持つ外国人が1.88%である一方で、国際離婚が国内での総離婚件数に占める割合は5.5%と高い（平成29年人口動態統計）。このようなグローバル化による世界的人的移動が進んでいる現状において、離別後の子どもの親権についての前述のような“二重のダブル・スタンダード”である状況は、国内外での日本人の離婚だけでなく、国内での国際離婚の場合も当事者に混乱を生じさせかねない。アメリカ国務省が2018年5月に発表したハーグ条約の年次報告書では、日本のことを条約不履行国として非難している（US Department of State, 2018）。

本稿の目的は、離別後の子どもの親権について日本が抱えている課題を踏まえ、東アジアの家族主義福祉国家間の比較として、すでに離別後に共同親権が選択可能な台湾の制度と現状を通じ、日本への共同親権・共同養育導入に対する課題について考察を行うことである。そのため、次章では、日台の共同親権に関する制度的課題について比較検討し、さらに第三章では現地調査に基づき日台両国の当事者に関する離別後の親権についての調査結果から現状を比較検討することにする。

2 東アジア家族主義福祉国家の離別後の親権に関する日台の課題についての比較

1) 日本の親権制度の現状と「二重のダブル・スタンダード」

本章では、日台両国での現地調査による当事者の現状について比較検討する前に、日台両国の家族主義型の福祉国家体制が離別後の共同養育や親権実施を通じて親や子どもに与える課題を踏まえるため、離別後の親権について

日台各国の制度上の課題について確認する。

東アジア社会の社会福祉政策にはE.アンデルセンの福祉国家のレジームでは「家族主義」(“familialism”)と呼ばれる共通課題がある(Andersen, E., 1997)。北欧の福祉国家モデルと比較すると、日本や韓国など東アジアの福祉国家では、家族の性別役割分業に基づく福祉国家体制下にあるという共通点が見られる。そのため、子どもの世話や親の介護などの福祉的ケアは家族に委ねられる。

これに対し、スウェーデンでは「子どもの最善の利益」の概念が世界に先駆けて導入され、現在スウェーデンでは共同養育が原則とされる。離別後も法律婚カップル、事実婚カップルの9割以上が共同養育となっている(善積京子, 2013)。しかし、スウェーデンなど福祉的ケアの「脱家族化」が進んだ北欧の社会民主主義の福祉国家と、依然として家族主義福祉国家体制である東アジアの日本や台湾では、福祉国家体制としての在り方自体に離別後の共同養育や親権に与える問題点が内包されている(山西・周, 2018)。

日本の制度的課題は、民法での離別後の単独親権制度の影響によって親権者である母親への子どもの養育負担の偏りと、2014年に加盟したハーグ条約に対する国内外に対して司法判断が異なることである(山西, 2018a 山西・周, 2018)。

前述したように、離別後の親権に対し国内では民法第819条⁽³⁾において、協議離婚の場合も、裁判所での離婚の場合でも、いずれの場合でも単独親権制である。このことは、離別後の子の共同養育と相反することではなく、専門家の間では単独親権制度でも法律の解釈上旧民法766条第1項⁽⁴⁾の離別後の子の「監護について必要な事項」に養育費や面会交流などの共同養育が含まれると考えられており、子の監護は子どもの利益の観点から決められるべきことであった(榊原・池田, 2017)。

しかし、これまで条文に明文化されていなかったため、離婚の8割を占める協議離婚での母子世帯の6割が養育費の取決めをしておらず、取り決めをした場合でも調査現在で受け取っている母子家庭は53.3%である。面会交流の

取り決めについては、協議離婚の母子家庭では7割が取り決めをしていない（厚労省 2017、前出）。日本のひとり親家庭の貧困率は、54.6%と高い（平成25年国民生活基礎調査結果より）。本来、未成年子の養育は両親の責任である。離婚前は共同親権だが離婚後は単独親権になることで、子どもと離れて住むもう一方の親の子の監護に対する責任の認識が弱いことがうかがえる。

家族主義型福祉国家の日本の場合、1980年前後に性別役割分業を前提に家族による自立自助と相互扶助が柱となる「日本型福祉社会」が構想された（自由民主党、1979）。この結果、養育も含めて子育ての負担は家族が担うため、労働市場も母子家庭には不利となる。そのため非正規で働く母親が5割弱を占め、母子家庭の就労による平均年収は200万円に過ぎない（厚労省、2017 同上）。

主として母親に子どもの養育責任が期待されることは、結果的に離別時に父親に無断で母親が子どもを連れ去ることも、国内においては司法判断上、子の「監護の継続性・安定性」に基づき合法との判決が下される⁽⁵⁾（山西、2018a）。しかし、同じ日本の最高裁判所による判決でも、国外からの母親による父親に無断での子の連れ去り事件に対する父親からの返還請求では、「ハーグ条約」加盟国として連れ去りが違法とされるなど、国内外で対応が異なる“二重のダブル・スタンダード”の問題が生じている⁽⁶⁾（山西・周、2018）。

現状として、司法判断上、性別役割分業を前提とした国内への判決基準と、共同養育が「子どもの最善の利益」とするグローバル・スタンダードへの対応の二重の判決基準を維持せねばならない。この日本での判断基準の混迷を背景に、裁判所による子どもの常居所国への返還という判決にも拘らず国内の親が判決に従わない執行不能ケースを抱えるため、アメリカ国務省は日本を「条約不履行国」へ指定した（US Department of State, 2018）。

法相は効果的執行策についての検討を法制審議会に諮ったところ、2018年10月4日に法改正要綱が答申され、ハーグ条約実施法等関連法の改正法案が近く国会に提出される予定である⁽⁷⁾。また、国内への対応としても、国

内での子の引き渡しについてもハーグ条約実施法改正案と同様にするほか、共同養育がより可能な仕組みを作るため、泣き寝入りになることの多かった養育費の取り立ても裁判所への相手の預貯金や勤務先の照会を通じて実行性を強化する見通しである。日本でも、国内での離婚に対してもハーグ条約との整合性の確保と共同養育の実効性へ向けての動きが見られてきている。

2) 台湾における共同親権の現状と疑い

この数十年間にわたって、台湾における社会的、経済的な状況が変化し、それに伴って、家族に対する価値観や考え方も変わってきた。女性の社会進出により、伝統的な性役割を決め付ける意識も弱くなり、昔のような「男は仕事、女は家庭」という性別分業の考えも通用しなくなった。そして、離婚率も上がってきた。台湾は2000年から2012までの人口千人当たりの離婚件数は2.6で、韓国の2.3、中国の2.0、日本の1.9を上回った（行政院主計處、2013）。

中華民国の憲法第7条に男女平等の条項があるが、しかし、漢民族がマジョリティーの台湾社会において、儒教の影響が強く、男性優先の意識が法律にも反映されていた。それで、1996年から2015年まで民法は16回も改正されてきた。民法の改正により、結婚と家庭における性別関係が見直された。さらに、親権において、「父親優先の原則」から「子どもの最善の利益重視の原則」へと変わった（陳慧馨、2015）。

1996年の民法の改正に伴って、離婚後の親権は親の片方か、あるいは共同で持つようになった。下記の行政院主計處（2017）の表は、2005年から2015年までの親権の変化を示せる。2015年のデータをみると、離婚後に、未成年の子どもの親権を父親が持つのはより高く、43.1%を占めていた。母親が持つのは37%、共同親権は、19.8%であった。父親が親権を持つのは、10年前の2005年と比べて、7.6%下がった。父親と母親の差も12.2%から6.1%に減った。それに対して、共同親権の割合は9.2%も増えた。子どもから見れば、女の子の親権者は、父母がほぼ半分ずつを占めていた。しかし、父親が男の子

の親権を持つのは母親より6%~10%高い。これは、家を継ぐのは男の子にしかできないという伝統的な意識の影響を受けたためと考えられる。

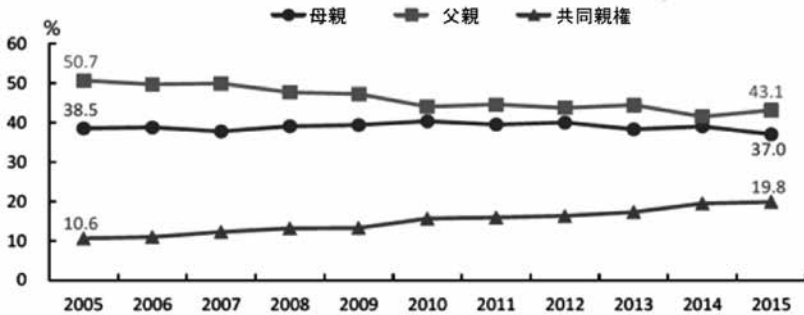


図1. 2005年から2015年まで台湾における親権の変化
(行政院主計處、2017、p8)

台湾の法務省は、2014年に、「民法第1055条に基づく未成年者の親権を決定または修正する原則」を提出した。それは裁判所が親権を審査する時に、基準として参考にするものである。その中で、両親との交流は、愛情、導き、交流、躰を通じて、子どもの心理的、物質的な需要を満足させ続けるものであるとされる。新しい生活環境に慣れるのに、役に立ち、離れた親との生活の混乱を防げる。そこでは、父母が共同で子どもに対して親権を行って、安全かつ思い遣りのある生活環境を提供するのが、子どもにとって最善な利益であるとされているのだ（法務部、2014）。

政府が共同親権のメリットを謳うと共に、現実にも確かに共同親権の割合が増加してきた。しかし、共同親権に対して慎重に検討を重ねるべきだと指摘する意見も聞こえる。鄭麗珍（2005）はアメリカの研究をまとめて、離婚後に多くの親が前の配偶者と協力的に、子どもに対して親としての責任と義務を果すことができていることと指摘している。特に離婚して十年経つと、片方の親は、子どもに対する共同であるべき親権の行使からますます離れていってしまうのだ。これらの親は、共同親権は理想に過ぎない考えだと

感じている。特にアメリカの研究によると、単独親権の親は確かに親としてのプレッシャーを強く感じるが、共同親権の親より親権に対して満足度が高い。また、劉宏恩（2014）も、台湾の社会文化の下で、離婚した夫婦は友達になれるのが難しい。台湾において、共同親権を推進するのは適切なのだろうか、慎重に検討を重ねるべきだと指摘する。

さらに、現在台湾には53万人以上の外国人配偶者が生活している。これらの子どもや親の親権も大事に取り扱うべきである。しかし、離婚後、海外に離れて生活している場合、共同親権の実行の難しさがみえてくる。特に、王雅慧（2014）は、事例分析を通して、裁判官は東南アジアの配偶者が適切な親権者だと思わない傾向があると発見した。その中に、中国の配偶者との間においては、「兩岸人民關係条例」が適用されるため、もし離婚後、十日以内に子どもの親権を取得できなければ、居留権も失ってしまう。そこに、居留権と親権を結びつけることの合理性が問われる（陳雪慧、2010）。

また、台湾では、18歳未満の子どもを一人で育てる、且つ経済的に自立できない「特殊境遇家庭」に対して、多項目の補助や手当が与えられる。ただし、特殊境遇家庭の申請からは、共同親権の家庭は排除される。現状からみれば、共同親権でも相手に子どもの養育費用を分担してもらえない親が多くいる。ゆえに、2017年に、台中市議員が、社会福祉の申し込み資格を見直すべきだと、社会局（Social Affairs Bureau）の議会で提案した（大紀元、2017）。

以上、同じ東アジアの家族主義福祉国家の日本と台湾の離別後の親権制度を比較しても、日本では国内と国外の親権制度の違いから、整合性を図るために運用上の混迷がうかがえた。すでに共同親権が選択可能な台湾でも、離別後の親権をめぐる制度上および実施上で様々な課題があることへの指摘があった。例えば、共同親権の場合、もう一方の親から養育費の分担が無くても行政からの各種手当が受けられないことである。さらに、外国人配偶者の場合、親権と居住権の喪失が連動しているために、もう一方の親の考えに翻弄され、外国人の親や子どもにとって非常に不利な条件下での親権や共同養育

の取り決め内容について合意せざるを得ない可能性が高くなる。

共同親権が選択可能になって20年以上経っても、運用上では未だ父親の親権取得率も高く、8割の母親が親権を採る日本と異なり、家父長制の影響もうかがえる。さらに、親権の取り決めの裁判上でも東南アジア諸国の親が親権において不利な判決になることも指摘されている。本来「子どもの最善の利益」を第一に、親権者の判断と監護内容が選択されるはずなのに、台湾の文化や周辺国との関係など様々な異なる要素が入り混じることが明らかになった。では、実際の当事者たちから見た離別後の親権についての現実はどうなのだろうか。次に、日台の当事者インタビューの分析を通じ、家族主義福祉国家の影響の共通点とそれぞれの国の差異を検討していくことにしたい。

3 日台両国における当事者現状についての現地調査の結果から

1) 日本でのインタビュー調査結果より

離別後の親権について当事者の実際を調べるため、日台での当事者に対するインタビュー調査を行った⁽⁸⁾。両国で比較するため、インタビュー方法は構造化面接法である⁽⁹⁾。日本での調査は、2018年8月に12名を対象に行い、内3名はまだ離婚が成立しておらず別居にて裁判所で離婚調停中である。調査対象者12名についての主な属性と離別理由などを示した一覧は表1の通りである⁽¹⁰⁾。

これらの12名のケースの中で、養育費の受け取りや面会交流などによる共同養育が難しいケースは、離婚離別に関わらず、理由が相手からの激しいDV（児童虐待の場合も含む）の場合である（5/12 ケース、離婚：J5 J7 J9、別居：J1 J3 表3参照）。DVでの破綻の場合でも、弁護士が相手と交渉して離別後の監護として面会交流や養育費の分担の取決めが出来ると、両親による共同養育が実施されている（3/12ケース、J2 J6 J8*面会のみ）。しかし、面会交流前後の母親の気持ちの落ち込みや面会交流前後の子どもの幼児かえりなど、母子ともにメンタル面での影響が出るケースや（J2）、公園など地元のオープンな場所で母親側の親族が立ち会うなど、父子の面会交流の場に

母親が立ち会わない条件下での実施ケースである (J6)。

性格の不一致での離婚や別居など、DV以外のケースでは、父子の面会交流はDVケースほど母親のメンタルへの強い影響を伴わない形で行われていた。しかし、これらのケースでも母親の精神的苦痛や戸惑を伴っていた (離婚：J11 J12、離別：J10)。

これらの日本での離婚・離別でのインタビュー・ケースから、日本での離別後の共同養育上の課題について、以下二点を取り上げまとめる。

○ 子どもの利益と共同養育について

離婚の承諾を得るためや、相手からの養育費支払い条件としての面会交流実施が多い。中には、父親からの一方的呼び出しによって子どもたちが振り回され、心身ともに傷ついたため、事実上取り消しになったケースもあった (J5)。想定されている両親による友好的な雰囲気での面会交流と実際の内容は随分異なっている⁽¹¹⁾。さらに、離婚交渉上、もう一方の親から養育費の支払いや離婚成立の条件として面会交流が要求されたり、養育費は払わないけど面会交流は要求されるなど、面会交流が親の権利として認識が混同されており (J8)、本来の子どもの利益の視点がどれだけ生かされているのかという疑問がある。

法務省では2011年の民法の一部改正により、離婚前に子どもために「養育費の分担」と「面会交流」について話しておくことや、子どもの利益として離別後の面会交流の重要性をそれぞれパンフレットで啓発をしている。しかし、今回の12名のケースでも殆どのケースで離婚の場合の養育費や調停中の場合の婚姻費用を受け取れていない。

インタビュー対象者の多くの当事者母親たちにとって、離別後の子どもの共同養育についてはケース・バイ・ケースと考えられている。以下に、共同養育が「子どもの最善」という国連の考え方に対して今回得られた母親たちの意見を紹介する。

子どもにとって良いという根拠が分からない。良い事例も知らない

表1. 日本でのインターネットより調査結果より (対象者一覧)

NO.	性別	年齢 (調査時点)	子ども (調査時点)	離別	親権 (単独)	養育費	面会 交流	備 考
J1	女性	30代	長女・次女 幼児	1年前別居 調停中				DV (身体的・精神的)。裁判所から保護命令。
J2	女性	30代	長男 幼児, 長女 乳児	約1年前離婚 (調停)	母親	○	○	DV (経済的・精神的)。養育費2万円/月。面会交流は1回/4ヵ月 (FPIC利用)。面会交流前後母子とも不調を訴える。 夫のDVで別居。離婚は困難。夫と全く関わりたらない。
J3	女性	30代	長女 高校生、長男 小学生、次男 幼児	3年前別居				
J4	女性	30代	長女・長男・次女 小学生、三女 幼児	3年前離婚	父親	×	×	台湾出身で帰化。三女以外は父親が親権者。性格不一致で別居中に別の男性との間に三女出産。元夫とは連絡が取れない。
J5	女性	30代	長女 中学生、長男 小学生	3年前離婚 (調停)	母親	×	×	夫の借金や女性問題。DV。面会交流でトラブル。それ以降会わせていない。
J6	女性	30代	長女 幼児、次女 小学生	二カ月前 離婚(調停)	母親	○	○	DV。養育費は子ども二人で3万円/月。面会交流(1回/3ヵ月)は離婚の絶対条件。
J7	女性	30代	長男 幼児 長女 乳児	2年前離婚 (裁判所判断)	母親	×	×	警察沙汰になるDV。養育費も面会交流も望んでいないが、長引かないよう弁護士との忠告で親権のみ請求。元夫は連絡も一切取れず。
J8	女性	40代	長女 小学生	3年前 離婚	母親	×	○	DV。今でもパニックを起こす。養育費や慰謝料など何も要らない。面会交流は父親の希望だが都合が合わない。
J9	女性	20代	長女 幼児 長男 幼児	二カ月前 離婚	母親	×	×	DV被害で父親は留置所に。離婚と親権を母親に認める条件で離婚した。養育費も面会交流も無し。
J10	女性	20代	長男 幼児 長女 乳児	別居調停中			○	男親権希望 (長男親権希望) を拒否。夫が長女養育費に2万円/月を提示している。
J11	女性	50代	長男 社会人	21年前 離婚	母親	×	○	帰化した外国人。夫が働かなかった。再婚した元夫と息子は夫の居住国でたまに会う。
J12	女性	50代	長男 大学生	11年前 離婚	母親	×	○	外国人と結婚。元夫は、収入不安定。長男は父親と日本で年に1-2回面会交流。外国語での父子の意思疎通が難しい。

し、(良い事例を知ったとしても) そこと自分たちが同じ環境かどうか分からない。DVの父親でも共同養育や共同親権が可能なのか。「子どものため」ではなく「この子どものため」と個別のケースで考えて欲しい (J1)。

DV被害の母親も父親と交流を持たないといけないのは重い。子どもたちにとって、両親の下で育つことが幸せというのはちょっと違う。子どもたちにとって愛されているというのは色々な形があると思う (J2)。

暴力じゃない離婚であれば、考えても良いのではないか。(夫のDVが) 昨日のことにように思い出され、自分を傷つけないように生きている。(共同養育は子どもの最善などの) 言葉だけ聞くと、深く考えて壁にぶつかる。色々なことで日々悩むが相談する人がいないので (J3)。

共同養育に関しては構わない。子どもにとっては良いことだと思う。出来れば完全に縁を切りたかったが、子どもにとってはずっと父親と母親だから。共同親権は賛成出来ない。(別居時に困ったことだが) 子どもの連れ去りをされても誘拐にならない。気分にはむらがない、子どもに危害を加えないという親なら可能かもしれない (J6)。

この他にも「円満離婚なら良いが、自分の場合(元夫がDV)は児童虐待や連れ去りなど、安心して面会交流を考えられない」(J9)、「(共同養育が『子どもの最善』というのは)当然のことであると思う。(親の)気持ちはみんな同じだと思う。しかし、もう一方の親が相手(子どもの母親)に対する不満を出す方法が分かっておらず、子どもを傷つけるような不適切なことをしてしまう」(J11)、「実際には両親の責任の自覚によるのでケース・バイ・ケース。国連の考えとしては世界中に適用されても悪くないと思うが、実施には養育費平等負担の確保について国外も含めて強制力のある仕組みが必要」(J12)という意見があった。

暴力などの問題の無い離婚や離別の場合に対しては、「子どもの権利条約」にあるように子どものために離別後の両親による共同養育への賛同が見られ

る。しかし、子どもへの様々な暴力や子どもに対して前の配偶者への当てつけ行為をする、自分勝手に子どもを振り回すなど、子どもに対して不適切な対応が懸念される場合や、養育費の分担をしないなど、親としての自覚が足りない場合には疑問の声が寄せられた。安心できる離別後の共同養育の実施には、子どもと一緒に暮らさないもう一方の親に対し、子どもに対する親としての役割と責任の自覚が必要であることが指摘されている。

○ 親子の思いを支える支援の仕組みの必要性

様々な事情を背景に離別した親にとって、離別前後から親子の思いにも寄り添い支えるサポートの継続が必要と思われる。前述でも、共同養育が子どもの利益となるかについては、ケース・バイ・ケースとの意見が多かった。夫婦の離別前後からケースワーカーが寄り添い、その親や子どもにとって利益となる選択ができるように様々な支える仕組みが必要である。しかしながら、日本の場合は身近な親族のサポートが得られないと、このような寄り添い支える支援が殆ど期待できない。

今回のインタビューでも、多くのケースで母親が親権者である一方、子どもの父親からの養育費は受けていない(6/8 ケース)。この場合でも父親からの子どもとの面会交流は受け入れており、母親側の共同養育への理解と取組みへの努力がうかがえる。母親が自分の依頼した弁護士と子どもの父親との調停や協議について相談する場合もあるが、弁護士は必ずしも母親の思いを十分に汲んでくれる相談相手としては期待できない。ケースによっては、弁護士の助言で養育費を払わないことを条件に父親が離婚に応じる場合や(J5)、裁判の請求では長引かないようにと、自分が依頼した弁護士の勧めで養育費を請求しない場合もあった(J17)。

*夫の主張や、それと対立する自分の意見、それに専門家による知識、親と子どものためにこれらを交通整理するシステムが必要だと思う(J1)。
自分が頼んだ弁護士は子どものいる女性だったが、自分と相性が良く*

なかったので、自分の希望通りには進められなかった。親が大卒でないのに子どもの大学進学費用まで請求するのはおかしいと言われ、最低限の費用しか請求できなかった (J2)。

(共同養育は) 第三者が手伝ってくれるとなど、母親の気持ちを良く分かってくれる人が代わりに動いてくれると気持ちの負担がない (J3)。

共同養育はすごくいいことだと思う。離れても子どもには関係が無いこと。(親権者は父親だが離婚時に面会交流については口約束だったので、事情により) 自分は現在子どもたちと面会交流が出来ていない。お金の掛からない公的サービスやボランティアの支援があると良い (J4)。

他にも「安心して面会交流できる体制があれば考えられる。子どものために良いかと思うので」(J9) という意見もあり、DV被害のケースでも、子どもと一緒に暮らす親が安心してもう一方の親と交流出来る支援システムへの要望は多かった。また、離婚後の共同養育実施に際し支援団体であるFPICを利用しているケースにおいても、「(FPICスタッフは) 元調停員なので子どもの為なので共同養育は当たり前という考えで、お母さんが頑張ってくださいと。自分の思いに寄り添って欲しくない」(J2) と、両親の共同養育実施を支える支援であっても裁判所に同調しての支援になってしまい、当事者である親にとっては辛い結果になってしまうことが示されている。

また、子どものいる離婚や離別に対しての知識を提供する社会体制を組む支援についても以下のような声も寄せられた。前述で指摘の多かった離別後に子どもと一緒に住まない親が自分の役割と責任を自覚する必要性にも関連する指摘である。

離婚や親権についてもっと知識を与えて欲しい。誰も話したがないので、体験するまで知らない。離婚は悪いことではないので、中学校の教育などでちゃんとオープンに情報提供して欲しい (J4)。

さらに、子どもの親権をめくり調停中の若い外国人の母親のケースがあっ

た。本国とは異なるジェンダー観で夫側から離婚の請求と長男の親権を要求されている。幼い娘がよく熱を出すので保育園で預かってもらいにくく、支援施設で見てもらいながら働いている。日本語があまり通じず、男性中心の労働市場では幼い子を抱えて母親が働くのはさらに不利であるため、仕事が肉体的にも厳しい。親族から切り離された異国での離婚調停は精神的にも大変負担がきついのと思われる（J10）。

それぞれのケースに対し親子の思いに寄り添い、置かれた状況での自分たちの法的また社会的に選択可能な選択肢や相談先など必要な知識と情報の提供、そのうえでの親子の自己決定を支えられる専門的なスキルを持った支援者が必要であることがうかがえる。

2) 台湾でのインタビュー調査結果より

本研究は、既に共同親権を取り入れている台湾のひとり親の当事者としての経験や意見を引き出し、分析によって、共同親権は一体子どもの最善な利益を実現しているのかどうかについて、解明しようとする。インタビュー調査は、2017年1月8日から10日まで三日間にわたって行われた。スノーボール・サンプリングによって、12名の対象者を集めた。対象者一覧は以下の表2のようになる。

1996年に民法の親族編が改正されたとき、第1055条第1項に、夫婦が離婚した場合に、子に対する親権を父母の片方、或いは双方が共同に持つように定められた。これにより、離婚後も、男女の法的な平等と、それぞれの親との、親子関係の維持が保障できると期待された。

今回のインタビュー調査によると、「共同親権は子どもに最善」を支持する理由として、以下のようなものがみられる。

台湾はやはり欧米と違い、わりと保守的なのだ、前の配偶者の子どもを受け入れられる人は少ないと思う。だから共同親権の方がいいと思います（T1）。

単独親権は人間性に違反していると思う、子どもにはお母さんとお父

さん、両方とも必要だ、それぞれ責任なのだ (T3)。

12年間共同親権をやってきた、やはり子どもに対していいと思う。子どもの成長には、お父さんとお母さん両方とも必要なのである (T4)。

T1、T3、T4三人とも共同親権の経験者である。彼らによると、「共同親権は子供に最善」を支持する理由は、やはり離婚後も両親共に子育てに参加することによってそれぞれが安心感を持つことができる、また、親としての責任を果たすことは親として大事なことである、そして、未成年の子どもは両親との交流によって、健全に育つことができると思われるなどがみられた。一方、「共同親権は子供に最善」に反対する声も少なくない。

共同親権の方が良い？やはりケース・バイ・ケースだと思う、もし親の間で価値観が違いすぎると、子供はどちらに従うべきか？それで逆にトラブルが生じる。だから自分の経験からすれば、やはり自分ひとりで子供を育てた方がいいと思う (T5)。

共同親権が子供に一番いいとは思わない。特に親の間で教育に対する考え方に差が大きければ、子供を混乱させる (T10)。

子供の父親がよく遅れて来たり、ドタキャンしたりして、その時の子どものがっかりしている顔を見ると、共同で一緒に子供を育てるのが本当に一番いいとは思えない (T6)。

T5は単独親権、T10は共同親権、T6は未婚の母だが、相手が子どもを認知し、三人とも子どもと一緒に生活している母親である。親権の形にも関わらず、三人とも子どもと一緒に住んでいない親との面会交流を続けている。しかし、子どもの父親との間で子育てに対する考え方が違ったり、相手が面会交流を守ってくれなかったり、などの理由によって、共同養育を子どもにとって最善だと思わない。

共同親権は子どもに一番いいという考えに賛成できない。共同親権に

表2. 台湾でのインタビュー調査結果より(対象者一覧) * T2は子ども当事者なので、今回の分析からは外す。

NO.	性別	本人年齢 (調査時点)	子ども年齢 (調査時点)	離婚	親権	養育費	面会 交流	特記事項
T1	女性	50代	長男・次男20代 三男10代	5年前	共同	○	○	元夫(軍人)の浮気で離婚。息子たちのために元夫との交流維持の努力。
T2*	男性 (息子)	20代	本人	5年前	共同	○	○	T1の長男。両親の共同養育体制に賛成。
T3	男性	40代	長男・長女10代	5年前	共同 に変更	○	○	現在の妻と4歳の娘あり。子どもたちの共同養育には元妻との葛藤はあるが、積極的。
T4	女性	40代	長男10代	12年前	共同	△	○	性格の不一致での離婚だが、息子は父親と暮らす。共同養育は順調。
T5	女性	40代	長男10代	5年前	母親	○	○	中国本土出身。元夫が母親を信用していないので養育費は直接息子に。
T6	女性	40代	長男10代、 長女 小学生	未婚	母親	△	△	父親は娘の出産を認めていない。息子の出産には合意。
T7	女性	50代	長男 20代	9年前	父親	×	○	自分は払えるが養育費を息子が受け取らない。元夫レストラランが順調。
T8	女性	30代	長男・長女小学生	2年前	共同	△	△	T8の元夫。調停の時には、男だからもともと責任を持つべきだと思ったが、双方の親が責任を持つべきと不満。
T9	男性	30代	長男・長女小学生	2年前	共同	×	△	T9の元妻。元夫が不倫。息子は父と、娘は母と暮らす。元夫が協力的でない不満。
T10	女性	40代	長男・長女20代	9年前	共同	○	○	T8の元夫。調停の時には、男だからもともと責任を持つべきだと思ったが、双方の親が責任を持つべきと不満。
T11	女性	30歳	長女 幼児	未婚	単独 (母親) に変更	×	○	普段は母親と暮らしていた。不自由だが順調に実施された。
T12	女性	40代	長女 小学生	未婚	母親	×	×	相手家族の反対で5年前離別。各種手続きが不便なので単独親権に変更。
								4年前離別。相手家族との同居が子どもに影響。

に対する認知は人によって違うし、解釈も違う、結果も違ってくる。例えば、自分は共同親権だが、前の夫は子どもを隠して、自分が聞いても、答えてくれない (T8)。

T8は共同親権の母親である。息子と娘がいるが、娘だけと一緒に生活している。T8の話によると、共同親権であっても、もし、相手の共同親権に対する認識とすれ違いがあれば、共同養育の実施は難しいと指摘する。また、T9はT8の元夫で、息子の方と一緒に生活しているが、T9の経験から見ても、別れた妻との間における、共同親権に関する協議内容を守るのは難しいとうかがえる。

共同親権を実行するためには、双方の親の権利を守るべきだと思う。自分の経験からすれば、警察を呼んでも仕方ない。警察からのアドバイスは、やはり自分で証拠を集めて、前の奥さんを訴えてやらなければならない。でもそんな余裕がない、共同親権の協議による内容を、警察に何とかして助けてほしい (T9)。

T8とT9の事例をまとめてみれば、共同親権によって、前の配偶者との間に、争いがたくさん生じることがわかる。要するに、お互いに敵意を持つ親に共同親権を認めた場合、離婚前の争いが続く可能性が高い。つまり、葛藤のある夫婦が、離婚後に裁判所からもらった共同親権の紙切れによって協力したり、信頼し合ったりできるようになるのはとても難しそうだ。したがって、二人とも共同親権は子どもに最善だと思わない。

共同親権は引っ越しのときや、戸籍の住所を変えたりする時、全て前の旦那のハンコ入りの同意書が必要だ。さらに、市役所は前の夫のところに電話して確認する。もちろん反対しなかった、手続きは順調だ。ただ、いちいち相手に相談するのは面倒だと感じる (T10)。

T10は子ども二人と一緒に生活していて、共同親権を持つ母親である。確

かに、共同親権の場合、子どもの教育や躰けから、口座を開く、海外へ行くまでの細やかなことに、両親のサインと同意が必要である。離婚後に同じ地域に住む親でさえ、相手の都合に合わせて、あらゆる面で合意をするのは難しい。もし違う県に住んでいれば、共同親権の実行はもっと面倒になってしまう。そこに、共同親権の実行の難しさがみえてくる。

それでは、なぜ、離婚の時に単独親権ではなく、共同親権を選んだのか？ それに対しては、以下の答えがある。

望んだのは単独親権だった、共同親権になってしまったのは、調停の時の裁判官のアドバイスなのだ。その時、裁判官は離婚しないようにアドバイスした、加えて、弁護士さんも速くサインしてくださいと催促した。望み通りの単独親権ではなかったが、親権を諦めるわけにはいかない。その時、共同親権と単独親権の違い、全然わからなかった、単にそのように勧められて、決めた。その時早く夫と別れたいから、サインした (T8)。

1996年に改正された民法第1055条と2012年に実行された家事事件法 (Family Proceedings Act) 第23条、第24条によると、台湾で離婚した後、子どもの親権者を定めるためには、まず話し合って親権者を決める。協議ができない場合、裁判を起こして裁判官が決めることになる。家事事件法によって、裁判の前に、家事調停を行う。T8の場合、もともと単独親権を望んでいたが、家事調停の段階で、裁判官のアドバイスにしたがって、共同親権に決めた。またT10も同じように、共同親権の中身が分からないまま、相手のリクエストに応じて決めた。

共同親権は向こうのリクエストなのだ。協議で共同親権を決めた時に、それに関するデメリットに気づけなかった。したがって、共同親権に応じた (T10)。

T8とT10の事例を見ると、恐らくたくさんさんの親は、離婚する時に、早く別れたいために、共同親権の中身をはっきり理解せず、言われるままに、親権を決めていることが予想される。ここに、共同親権に対する認識の欠如がみられる。

一方、共同親権のメリットとして、片方の親の負担を減らすことが考えられる。また、未成年の子どもの将来の生活費用、教育費、医療費などを確保できることなどが挙げられる。しかし、T9は共同親権による養育費用について、以下の意見を述べている。

調停の時は、やはり公平だと感じない。みんなはやはり男だから、より多くの責任を背負うことを期待する。共同親権だからこそ、養育費を男だけに負担させるべきではないと思う、いくら男の給料が高いと言っても、やはり子どもの世話をするために、お金を稼ぐチャンスを諦めた時もあります (T9)。

T9の家事調停の経験から見れば、やはり台湾において、家庭に対する経済的な責任や義務を男性の方に課する傾向が強く見られる。T3の事例を見てみよう、T3は元妻との間に、二人の子供がいる。もともと息子の親権は父親が持ち、母親は娘の親権を持つ。その後、T3が再婚したために、元妻のリクエストに応じて、息子の親権が単独から共同親権に改定された。T3は息子の養育費をほぼ全額出している。加えて、同居していない娘に毎月5000元の養育費を元妻に振り込んでいる。そのT3から以下のような声が寄せられた。

共同親権なのに、息子の養育費用はほぼ自分が出した。それは親としての責任だから、別になんとも思わない。もし経済的に負担できるのなら、それで大丈夫だと思う。特に前の奥さんは再婚していない、自分は

再婚した。こちらはちょっと申し訳ない気持もあるから、公平であるかどうかはいちいち考えない (T3)。

そもそも離婚した夫婦は、相手の婚姻状況に口出しをする筋合いがない。しかし、T3の考えからみれば、息子の養育費用は、ほぼ自分が全部出すことを、やはり不公平だと感じていると思われる。恐らく共同親権だから、別れた前妻も息子の養育費用をシェアすべきだと考えているかもしれない。しかし、出してもらえないのが現実なので、前の奥さんが再婚していないことで自分を納得させる。

さらに、共同親権による共同養育をスムーズに行かせるために、T3は以下のアドバイスをしてくれた。

共同親権が、上手く行くためには、養育費用を共同負担すべきだと思う。それを離婚する時に明白に書いた方がいいと思う (T3)。

一方、今回の12名の対象者の中で、親権に満足しているケースもある。それは共同親権のT4と単独親権のT7である。

私と前の夫、両方とも花蓮に住んで、お互いの家まで、車で15分ぐらいかかる距離なのだ。近いから子どもの世話を分担できる。だから面会交流はちゃんと決めたわけではなく、子どもを優先して、自然とこのような形となっている。子どもは父親と一緒に住んでいて、子どもは父親と毎日会っている。子どもの基本的な生活費は父親が負担しています。今の共同養育に満足しています (T4)。

養育費用について、自分を出しておらず、父親が全部持っている。面会交流は、会いに行きたい時いつでも行ける。このような単独親権のあり方は、何もトラブルもなく、順調だったと思う (T7)。

対象者T4とT7は、二人とも息子を元夫の家に残して、自分だけ家を出た

母親である。共通として、養育費用をほぼ出さずに、面会交流は自由の状態である。つまり、親権の形ではなく、育児に経済的な負担が少なく、自由に会えることが、離婚後の親として、親権に満足できるポイントとなる。

1996年民法の改正により、台湾における離別後の親権制度は、より男女平等になった。親権を決める時に、男性優先な家父長制度から、子どもの最善の利益を判断基準とするように変わった。確かに共同親権にはたくさんの良さがあり、実際、この選択肢を選ぶ親も増えてきた。しかし、別れた親同士が協力して子どもを育てるのは、確かに難しいことである。今回既に共同親権を取り入れている台湾の11名のひとり親の当事者としての経験や意見を聞くことによって、以下のことが分かった。

1. 「共同親権は子どもに最善」を支持する理由：①親が安心できる、②親としての責任、③子どもが健全に育つ。
2. 「共同親権は子どもに最善」に反対する理由：①育児に邪魔、②子どもを混乱させる、③手続きの面倒、④前の配偶者とのトラブル。
3. 共同親権をスムーズに実行するために：①協議に決められた内容を法律で守られる、②公務機関は片方の親だけの同意書に融通な対応、③養育費用と面会交流について明確に書類にする、④別れた両親は子どもの養育の仕方に対する信念が近い。
4. 親権から見たジェンダー：養育費は男性が負担するという期待が残っている。

今回のインタビュー調査を通して、分かったのは、共同親権を実施するために、離婚者に親権に関する情報を十分に与えるべきだ。また、家事調停担当者の伝統意識と性役割ステレオタイプによって、親権の形と協議内容が決められることもあるので、調停者のジェンダー意識を再考察するべき。最後に、理想的な離別後の親権と共同養育のあり方は、親権の形と関係なく、養育費用の負担が少なく、面会交流が自由であるところにある。

3) 日台の各インタビュー調査結果から

日本と台湾の各インタビュー対象者を、共同養育がうまくいく場合と難しい場合など実施に関わる要因を分析するため、各国の対象者を要因ごとに分類した。日本の場合は、共同養育の実際に関わる要因に離婚の理由（DV / 性格の不一致の2つに大別）と離別の種類（離婚 / 離別）を（表3）、台湾の場合は、共同養育の実際に関わる要因に親権の種類（共同親権 / 単独親権）と離別の種類（離婚 / 未婚）を要因として掛け合わせたケースを分類した（表4）。

日本の場合、DVでの離婚や離別ではやはり共同養育の実施が難しいが、弁護士が介入した場合は、もう一方の親から養育費の分担がある場合、面会交流が可能となっているケースもある。性格の不一致での離婚や離別の方が、より面会交流が可能ではあるが、養育費の分担が無いなど子どもにとっての利益の視点から共同養育上の課題が残る。

台湾の場合では、共同親権でも共同養育が難しいケースもある一方で、単独親権でも共同養育が円滑なケースもあり、共同養育は親権の問題だけではないことが分かる。また、共同親権で面会交流と養育費の分担がある場合でも、離婚や離別の協議当初に気づかなかった子どもの生活上の様々な不自由を後から実感して結果的に不本意なまま子どもが成人するケースもあった。

日本のインタビューでも指摘があったが、日台ともに、初めての離婚で自分たちの置かれた状況がよく分からないという親も多い。離婚や離別後の子どもの親権や共同養育に対する知識がないまま、弁護士や調停員など司法側の知識によって誘導されてしまい、十分に理解しないまま決めてしまうと不本意な結果になってしまう場合があることが共通している。

また、日本と台湾ともに外国人の母親（台湾の場合は中国本土出身者）のケースがあった（J10・T5）。これらのケースでは、離別後の親権や共同養育の在り方自体が一方的にもう一方の親から押し付けられる傾向が共通している。両親の社会経済的地位の対等性が基盤で親権についての決断や共同養育が行えるような支援が必要と思われる。

表3. 日本インタビュー対象者の分類

		離婚	別居
DVで離別	共同養育難しい	J5・J7・J9	J1・J3
	共同養育可能	J2・J6・J8(面会のみ)	
性格の不一致等	共同養育難しい	J4	
	共同養育可能	J11・J12(各面会のみ)	J10

表4. 台湾インタビュー対象者の分類

		離婚	未婚
共同親権	共同養育難しい	T8 T9	
	共同養育可能	T 1 T3 T4 T10	
単独親権	共同養育難しい		T6 T12
	共同養育可能	T5・T7(面会のみ)	T11(面会のみ)

以上、インタビュー調査結果から日台の共通点は、親権制度に関わらず、共同養育に対する親の理解が広がっていることである。しかし、そのことが結果的に養育費なしの共同養育という結果にもなってしまうている。親権の種類に関わらず、共同養育については、明確な養育費の分担と効果的な支払いの制度化が必要であろう。

また、「子どもの最善の利益」の実現としての共同養育の理念が社会的に浸透している一方で、当事者には具体的な制度的知識や社会資源についての情報の提供や、当事者に寄り添い支える専門家による支援が普及していない。さらに周囲の性別役割分業観や外国人の親に対する社会経済的非対称性など、社会構造上の問題もあり、「子どもの最善の利益」としての離別後の共同養育という理念と現実社会との齟齬も課題として浮かび上がった。

4 東アジア家族主義国家における離別後の親権や共同養育の在り方についての課題

日本と台湾両国の制度とインタビュー調査の比較結果から、欧米とは福祉

国家体制が異なる東アジアの家族主義福祉国家において離別後の共同養育・共同親権の導入について以下の課題とその対応が求められる。第一点目は、共同親権と共同養育の実施上のそれぞれ課題が異なることと対応についてである。日台両国での調査でも、面会交流への理解や賛同はよく親自身が言葉にするが、その実施の実際には、一緒に暮らす親子への心身や経済的な苦痛を伴う。子どもと別に暮らす親からの養育費分担の確保や親としての責任が自覚できる仕組みの早期確立が必要である。

また、共同養育だけでなく、台湾での調査結果の分析から分かるように、社会生活上組まれた共同親権に伴う制度や規則は、かえって子どもの日常生活に様々な支障を起こすことも多い。もう一方の親が行方不明の場合や連絡拒否の場合もありえる。制度的にも親権者見直しの機会が必要であると思われる。その場合には当事者である子どもの意向が十分に反映されることが望ましい。

第二点目として、家族主義福祉国家の影響が日台両国の社会構造や社会意識に反映されていることへの対応である。日本での母子家庭や子どもの貧困問題が中々解決されないが、男性中心の労働市場が母子家庭の親の低賃金長時間労働をもたらしている。しかし、同居の成年子に対する扶養義務は一緒に暮らす母親には厳しいが、別に暮らす父親は養育費不払いでも保護責任者遺棄等には問われない。離別後の共同養育を説きながらも、社会構造的には世帯内扶養が適用されており、子どもの利益にとってこれは全くの矛盾である。また、この家族主義福祉国家の影響は“両刃の刃”でもある。台湾のケースでは調停員が共同親権を勧めながらも、父親に対して従来の男性扶養型のジェンダー観を持ち込むなど、台湾でも“ダブル・スタンダード”の問題をもたらしている。

第三点目として、「子どもの最善」に対する“科学知識”としての「共同養育」の捉え方と、当事者性との齟齬である。一般の人は、殆どの場合、未成年の子どものいる場合の離婚に際し、子どもの権利条約やそれに準じた他国や自国の実情といった自分にとって必要な知識やすべき配慮などがよく分か

らない。弁護士との打ち合わせや調停などの司法の場面で、共同養育や共同親権が「子どもの最善」だからと専門家による司法科学的知識を一方通行的に押し付けられても、これまで離婚や離別を考えたことが無いため、知識や判断基準がまだ持て無い当事者にとって、それが自分や子どものケースに相当するのかが判断がつかない。これを一般人には知識が無いと「欠如モデル」として捉えるのではなく、当事者の立場や思いを知ろうとする「双方向的コミュニケーション」が必要であるということである（小林、2011）。共同養育や共同親権が「子どもの最善」という一般化ではなく、「この親子」について向かい合うのであり、インタビューでも指摘があったように「この子どもの最善」について考えられるよう、ケースを個別化して当事者の思いに耳を傾ける丁寧なケースワークが求められる。特にDVや児童虐待事例など問題のあるケースについては尚更である。

第四点目として、当事者親子に対する支援の仕組みの構築である。現在でも弁護士を通じての交渉など費用が払える場合は代理人を立てることができる。しかし、弁護士は高額なため誰もが利用できる社会資源でもなく、またインタビューのケースであったように、弁護士が必ずしも当事者親子にとっての支援者とはならない。夫婦関係や親子関係など個別の家族の問題に加え、司法や福祉など社会構造上の問題への対応も必要である。当事者親子に対するアドボケイトや自己決定、さらにその履行を支える支援者による伴走の仕組みが必要である。インタビューのケースでも希望として挙げられていたが、当事者の気持ちをよく汲み取り代わりに動いてくれる、あるいは置かれた状況に必要な知識や情報を与えてくれるなど、未成年子を伴う離婚に必要な様々な支援サービスが公的補助で、あるいは低額で受けられるような当事者支援の仕組みが求められる。改正入管法成立による外国人労働者の在留資格拡大に伴い、今後増えると思われる外国人の親の場合は一層必要である。

共同養育の実施や共同親権について、グローバル・スタンダードな理念や法規範と福祉国家の類型との関連を分析するため、同じ東アジアの家族主義福祉国家である日本と台湾を制度と当事者の現状を比較した。その結果、20

年以上前に共同親権が導入されている台湾でも、家族主義福祉国家の社会構造から生じるジェンダーが課題を残していることが判明した。さらに日本では、単独親権下での民法改正による共同養育の啓発により、父親による養育費不払いの常態化と母親による一方的子どもの扶養の習慣が残されたまま、共同養育として面会交流が取り入れられつつあることが浮き彫りになった。さらにDVケースなど深刻な問題を含む場合は、被害親子の当事者支援を伴う個別のケースへの対応が必要であることが改めて事例より明らかになった。

本稿では、共同親権が行われている他国と日本では、離別後の親子が置かれている社会構造の違いについて考慮し実施する必要があることが確認された。今後の研究課題としては、福祉国家体制の類型が東アジアの家族主義とは異なる地域における家族政策と共同親権や共同養育の実際から日本での導入に対する制度的あるいは支援体制の知見を得ていくことである。

* この研究は 文部科学省日本学術振興会科学研究補助金 基盤研究◎ 研究課題名：日本における離別後の共同養育の課題と可能性についての調査研究（研究代表者 山西裕美 課題No.26380732）の交付を受けて実施している。

* 日本での調査研究では熊本市を始め、市内母子福祉関連施設等にご協力いただき実施できた。また、台湾台北市での調査研究も台湾大学日本研究中心の徐興慶主任(当時)やYWCA等にご協力をいただき実施できた。さらに日台両国では多くの方々がお厚意でインタビューに応じてくださった。本研究はこれらの方々のご理解と協力が得られなければ行うことができなかった。この場をお借りして感謝申し上げます。

執筆分担

- | | |
|------------------|-------|
| 1、2-1)、3-1)・3)、4 | 山西 裕美 |
| 2-2)、3-2) | 周 典芳 |

注

- (1) 第9条3項 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- (2) 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父また母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- (3) 民法第819条3項 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。
- (4) 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他の監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。
- (5) 【離婚等請求事件】平成29年7月12日/最高裁判所決定/平成29年(受)810号
- (6) 【人身保護請求事件】平成30年3月15日/最高裁判所第一小法廷/平成29年(受)015号
- (7) 改正法案では、直接的な強制執行として執行官が出向く際に、連れ去った親がいなくても、連れ戻そうとする親がその場にいれば引き渡せる。
- (8) 本調査研究はすべて熊本学園大学倫理調査審査会での審議を受け、承認を得て行った(承認日付:日本2016/7/13、台湾同年9/30)。倫理調査審査会での本調査承認後、2016年9月に熊本市内母子福祉関連施設3ヶ所にて協力依頼を行ったが、同年4月の熊本地震の影響でその後閉鎖になる所もあったなどの事情上、この実施時期になった。
- (9) 両国とも、インタビューを承諾した対象者の特性が均質でなく偏りがあるので、調査結果は一般化出来ない。しかしながら、離別後の親権

や共同養育の実際を知る上で、様々な状況にある当時事者理解に資するデータとして受け止めることにする。

(10) 本調査では、日台ともに当事者母親対象にアンケート調査も別に行っていたが、今回はインタビュー調査のみ取り上げる。

(11) 総務省が発効している両親に離別後の面会交流を促す啓発パンフレット「面会交流1－子どもたちのすこやかな成長をねがって」と「面会交流2－実りある親子の交流をつづけるために」の表紙には仲の良い雰囲気親子4人の姿の写真が用いられている。

参考文献

Andersen E. G, 1997, 'Hybrid or Unique? The Distinctiveness of the Japanese Welfare State', *Journal of European Social Policy*, Volume7 Number3, pp.179-189.

United States Department of State, 2018, *Annual Report on International Child Abduction*.

小林傳司, 2011, 「科学コミュニケーション」, 『科学論の現在』, 勁草書房.

榭原富士子・池田清貴, 2017, 『親権と子ども』, 岩波書店.

自由民主党, 1979, 『研修叢書8 日本型福祉社会』.

武川正吾, 2005, 「福祉オリエンタリズムの終焉」, 武川正吾他編著『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』, pp.54-76, 東信堂.

山西裕美, 2018a, 「日本における離別後の親権と共同養育における課題についての一考察」, 熊本学園大学社会福祉研究所『社会福祉研究所報』, Vol.46, pp.1-19.

山西裕美, 2018b, 「離別後の親権についての日韓比較研究」, 熊本学園大学付属海外事情研究所『海外事情研究』, Vol.45, pp.1-24.

山西裕美・周典芳, 2018, 「離別後の親権についての日台比較研究-制度の視点からの一考察」, 熊本学園大学『社会関係研究』, Vol.23-1, pp.51-79 (印刷中).

- 善積京子, 2013, 『離別と共同養育—スウェーデンの養育訴訟にみる「子どもの最善」』, 世界思想社.
- 王雅慧, 2014, 『外籍配偶離婚後對未成年子女親權行使之研究：以子女最佳利益為中心』, 東海大學法律學系研究所碩士論文.
- 大紀元, 2017. 06. 14, 「擁監護權不扶養、議員籲放寬單親補助」, HP : <http://www.epochtimes.com/b5/17/6/14/n9265468.htm>
- 陳慧馨, 2015, 『性別關係與法律』, 元照出版.
- 陳雪慧, 2010, 「性別意識的化外之地？移民法制如何面對離婚與失婚的婚姻移民」, 『性別平等教育季刊』, No.52, pp.27-33.
- 法務部, 2014, 「民法/第1055條法院依民法第1055條酌定或改定未成年子女之親權人之參考原則」、103年1月10日法律字第10303500400號.
- 行政院主計處, 2013, 「国情統計通報」, No.248. HP : <http://www.dgbas.gov.tw/public/Data/31230162436198HDYFK.pdf>
- 行政院主計處, 2017, 『性別圖像2017』, 行政院.
- 鄭麗珍, 2005, 「有關監護權調查評估的指標」, 『社區發展季刊』, No.112, pp.141-151.
- 劉宏恩, 2014, 「離婚後子女監護案件：子女最佳利益原則的再檢視—試評析2013年12月修正之民法1055條之1規定」, 『月旦法學』, No.234, pp.193-207.

**Issues on the children's parental rights and joint custody II- Comparing
Japan with Taiwan from the results of research in both countries**

YAMANISHI Hiromi

CHOU Dienfang

The purpose of this research is to clarify the relationship between the international standards of joint custody and law philosophy with the type of Welfare States.

Both Japan and Taiwan generally adopted East Asia Model type of Welfare States, so called “familialism. Through questionnaire survey and interviewing divorced parents, this research proved that Taiwan has implemented the joint-custody for more than 20 years, but the divorced parents are still struggling for the gender issues derived from the social structure of the family oriented welfare system.

Although Japan still maintains the alone-custody in civil law, however, the national enlightening activities caused the divorced mothers have to raise their children alone without any financial support from their ex-husbands, and must accept their ex-husbands' visiting and contacting with the children.

This research suggests that proper social support will be needed for mothers and children before deciding joint custody and visitation or contact in some serious cases, like DV.